平成25年8月9日からの大雨により被害を受けられた皆様へ

株式会社全管協共済会

火災保険更新手続きに関する特別措置のお知らせ

本年8月9日からの大雨により被害を受けられたご契約者の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆様に対し、以下の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただく事といたしましたのでご案内申し上げます。

記

【災害救助法適用時の特別措置】により、災害救助法適用地域内にお住まいの皆様を対象に火災 保険の更新手続き(契約の申込み及び保険料の支払い)を、『災害救助法が適用された日』から 最大2ヶ月間猶予させていただきます。

この措置の適用をご希望のご契約者様は、弊社担当窓口までお申し出ください。

≪弊社担当窓口≫

お客様相談室:0120-32-9431

受付時間:9:00~18:00(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

■災害救助法適用地域と法適用日

適用地域		法適用日
秋田県	大館市 (おおだてし) 鹿角市 (かづのし) 仙北市 (せんぼくし)	2013年8月9日(金)
岩手県	岩手郡雫石町 (いわてぐんしずくいしちょう)	2013年8月9日(金)

末筆にて失礼には存じますが、お身体には充分にお気を付けくださいますようお祈り 申し上げます。